

# 壬生町住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

〔平成31年3月29日〕  
告示第55号

改正 令和2年3月31日告示第48号  
令和3年3月30日告示第34号  
令和3年3月31日告示第38号  
令和4年5月16日告示第53号  
令和5年3月30日告示第39号  
令和7年3月17日告示第23号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、災害に強い安全なまちづくりに資するため、住宅等の耐震化促進に要する経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、壬生町補助金等交付規則（昭和50年壬生町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業対象住宅 本要綱における事業の対象となる住宅
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震診断又は同ただし書きの規定に基づき、国土交通大臣が指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって行う耐震診断をいう。
- (3) 総合評価 耐震診断の結果、各階の必要保有耐力に対する各階の梁間方向又は桁行方向の耐力の割合をいう。
- (4) 要耐震補強住宅 事業対象住宅の総合評価が1.0未満であったものをいう。
- (5) 補強計画 耐震診断の結果に基づき、一般社団法人栃木県建築士会又は一般社団法人栃木県建築士事務所協会が策定する補強計画で、要耐震補強住宅の総合評価が1.0以上になるものをいう。
- (6) 耐震診断士 国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習又はこれと同等と町長が認めるものを受講し、受講修了書の交付を受けた建築士をいう。
- (7) 耐震改修 要耐震補強住宅を構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を高めるための補強等工事のうち、総合評価が1.0未満であったものを1.0以上にする工事をいう。
- (8) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (9) 耐震建替え 要耐震補強住宅を除却し、建替え前の住宅と同一敷地内（同一敷地内

であると認められる場合を含む。)に新たに省エネ基準に適合する一戸建て住宅を建築する工事をいう。

(10) 県産出材 「栃木県産出材証明制度」に基づき、栃木県内の森林から産出したことが証明された木材をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、当該補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容と補助金の額は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助の要件)

第4条 補助の要件は、別表2に掲げるものとする。

2 事業対象住宅が、過去に本要綱（廃止要綱を含む。）により、別表3の補助対象事業となっていないこと。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に住宅耐震化促進事業計画書（様式第1号）及び別表4に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、規則第4条第1項第1号から第3号に規定する書類の提出は不要とする。

(申請内容の変更等)

第6条 申請者は、規則第6条第1項第1号に規定する事業の内容を変更しようとするときは、住宅耐震化促進事業計画変更届出書（様式第2号）に変更内容を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助事業の着手)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、当該通知書を受け取った日から60日以内に補助事業に着手するものとする。

(実績報告)

第8条 交付対象者は、耐震改修工事が完了したときは、速やかに規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に、住宅耐震化促進事業完了報告書（様式第3号）及び別表5に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助の実施期間)

第9条 補助の実施期間は、令和3年度から令和7年度までとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

制定文 抄

平成31年4月 1日から適用する。

改正文（令和2年告示第48号）抄

令和 2年4月 1日から適用する。

改正文（令和3年告示第34号）抄

令和 3年4月 1日から適用する。

改正文（令和3年告示第38号）抄

令和 3年4月 1日から適用する。

改正文（令和4年告示第53号）抄  
令和 4年5月16日から適用する。

改正文（令和5年告示第39号）抄  
令和 5年4月 1日から適用する。

改正文（令和7年告示第23号）抄  
令和 7年4月 1日から適用する。

別表1（第3条関係）

事業名称	内容	補助金の額（※）
総合耐震改修事業	要耐震補強住宅について、補強計画の策定と耐震改修を同時に実施する事業	事業に要する費用（耐震補強に係る工事監理費を含み、耐震補強の対象とならない工事費用を除く。）に5分の4を乗じて得た額とし、115万円を限度とする。
耐震建替事業	要耐震補強住宅について、耐震建替える事業	事業に要する費用のうち、耐震改修に要する費用相当分（補助対象住宅に係る住宅の用途に供している部分の床面積の合計に、1平方メートル当たり平成21年国土交通省告示第383号の表の木造住宅の壁に係る耐震改修の項の中欄に定める額を乗じて得た額をいう。）に5分の4を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。また、建替え後の構造が木造であり、県産出材を10立方メートル以上使用する場合は、10万円を加算（以下「木材加算」という。）するものとする。

※ 当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表 2 (第 4 条関係)

要件 (全て当てはまること)	事業対象住宅
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に所在する個人所有の住宅であること。</li> <li>・賃貸を目的としていないこと。</li> <li>・昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工した建築物であること。ただし、昭和 5 6 年 6 月 1 日以降に増改築工事に着工し、増築部分の延べ床面積が、増改築後の延べ床面積の 2 分の 1 未満のものは対象とする。</li> <li>・木造二階建て以下の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅のうち店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満のものを含む。）であること。</li> <li>・在来軸組工法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築されていること。</li> <li>・交付申請前に耐震改修及び耐震建替えに係る建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく確認申請を行っていないこと。</li> </ul>
	補助対象者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業対象住宅の所有者（共有を含む）又は当該所有者の配偶者並びに 3 親等以内の親族であって、補助事業完了後に当該住宅に居住する者又は居住を予定する者であること。</li> <li>・補助事業にかかる契約者となる者であること。</li> <li>・国税、県税及び町税を滞納していないこと。</li> </ul>
	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業にかかる契約を締結していないこと。</li> <li>・移転補償に係る事業の対象になっている場合は、当該補償の内容が補助事業と重複していないこと。</li> </ul>

別表 3 (第 4 条関係)

申請する補助事業	過去の補助対象事業
総合耐震改修事業	補強計画策定事業または総合耐震改修事業
耐震建替事業	耐震改修事業または総合耐震改修事業

別表4（第5条関係）

添付書類	事業名称	総合耐震改修事業	耐震建替事業
①付近見取図		○	○
②建築時期及び所有者が確認できる書類（固定資産税家屋評価証明書又は建築物の登記事項証明書等）		○	○
③耐震診断結果報告書の写し		○	○
④工事設計書（改修後の総合評価等が明確なもの。事業対象外の工事等を含む場合は、その区分が明確なもの。）		○	○
⑤平面図・立面図			○
⑥工程表		○	○
⑦事業に要する費用の見積書（補助事業の対象外の工事等を含む場合は、その区分が明確なもの。）		○	○
⑧国税・県税の納税証明書又は未納が無いことを証明するもの		○	○
⑨申請者と事業対象住宅の所有者が同一でない場合は、それぞれの関係が確認できるもの（戸籍謄本等）		○	○
⑩その他町長が必要と認める書類		○	○

ただし、①、②及び⑨は、事業対象住宅において、他の補助事業で既に交付申請しており、申請時の内容と変更がない場合は不要とする。③は、事業対象住宅において、耐震診断事業補助金を交付されており、同事業が完了した実績がある場合は不要とする。

別表 5 (第 8 条関係)

添付書類	事業名称	総合耐震改修事業	耐震建替事業
①事業に要した費用の領収書の写し		○	○
②工事費用の内訳が確認できるもの		○	○
③契約書の写し		○	○
④工事状況写真（総合耐震改修事業は、施工箇所ごとの施工前及び完了後の写真。耐震建替事業は、除却前、除却後及び建替え後の内容と撮影された位置が確認できるもの。木材加算がある場合は上棟後など木材使用状況が確認できる全景写真）		○	○
⑤建替え後の住宅に係る建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写し（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定申請を行い、当該認定を受けた建築物の場合は、住宅性能評価書等、認定申請に基づき施行完了したことが確認できる書類の写し）			○
⑥県産出材に関する出荷証明書（木材加算がある場合）			○
⑦その他町長が必要と認める書類		○	○

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

住宅耐震化促進事業計画書

所在地	壬生町	
事業名称	<input type="checkbox"/> 総合耐震改修事業 <input type="checkbox"/> 耐震建替事業（ <input type="checkbox"/> 木材加算有）	
建築物の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 住宅以外の用途（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他_____）	
住宅建築年月日	年 月 日（建築確認 年 月 日）	
住宅の規模	地上 階・地下 階	
床面積	1階 _____ m <sup>2</sup> 2階 _____ m <sup>2</sup> 合計 _____ m <sup>2</sup> （住宅部分の面積 _____ m <sup>2</sup> ）	
耐震診断結果	実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	診断者	
	診断結果	総合評価 0. _____
事業の実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
契約予定額	内訳	補助対象 円 補助対象外 円
	合計	円
耐震改修に要する費用相当分 ※耐震建替事業のみ記載	円	
補助金額	補助率	4 / 5
	限度額	円
	交付申請額	_____円

補助金の交付申請にあたり、町税の納付状況について壬生町の定めによる調査をすることに異議はありません。

壬生町長 様

申請者 住所  
氏名

住宅耐震化促進事業計画変更届出書

住宅耐震化促進事業計画について、下記のとおり変更したいので、壬生町住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第6条の規定により届け出します。

記

	変更前	変更後
変更内容		
変更理由		
添付書類		

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

住宅耐震化促進事業完了報告書

1 事業が完了した事業対象住宅の所在地

壬生町

2 事業期間

開 始 年 月 日  
完 了 年 月 日

3 事業費内訳及び補助金額

事業名称	内容	事業対象費用	事業対象外費用
<input type="checkbox"/> 総合耐震改修事業 <input type="checkbox"/> 耐震建替事業 ( <input type="checkbox"/> 木材加算有)		円	円
計		円…①	
耐震改修に要する費用相当分 ※耐震建替事業のみ記載		円…②	
補助率		4 / 5	
①又は②×補助率 ※総合耐震改修事業は①の額、 耐震建替事業は①と②の少ない額		円…③	
限度額		円…④	
補助金額 (③と④の少ない額)		円	

4 工事監理者及び工事施工者（総合耐震改修事業、耐震建替事業）

	氏名または法人名	住所
監理者		
施工者		